号ロ」に改め、同条第二十九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十四項」に改め、「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条第三十四項第一号中「（平成元年法律第六十一号）」を削り、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同条第三十六項中「附則第十一条第十六項第三号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十八項第一号」に改め、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同条第四十一項を次のように改める。

41　法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩（ふるい）分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

附則第六条第四十二項を次のように改める。

42　法附則第十五条第十八項第二号に規定するエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル」という。）とする。

附則第六条第九十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十一項第二号」を「附則第十五条第四十項第二号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十五項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「附則第十五条第四項」を「附則第十五条第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「附則第十五条第三項」を「附則第十五条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「附則第十五条第二項」を「附則第十五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「附則第十五条第一項」を「附則第十四条第一項」に改める。

附則第六条第九十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十五項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十二項第二号」を「附則第十五条第四十一項第二号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四